

専門家派遣補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人材の育成により中小企業の成長を促進し、もって本市の経済の活性化に資するため、中小企業が課題解決のために専門家派遣を受ける費用の一部を補助することについて、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 専門家派遣 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が行うハンズオン支援（専門家派遣）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に定める補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市内に主たる事業所を有する中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- (2) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 市税の滞納がある者。ただし、市税の滞納について、市長が納期限内に納付することができないやむを得ない理由があるものとして、その者の申請に基づく納付誓約を承認し、かつ、その誓約事項を遵守しているものについては、この限りではない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の補助対象事業は、補助対象者が企業の課題解決を目的として、本市に所在する事業所で専門家派遣を受ける事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 国又は他の地方公共団体等から補助を受けているもの
- (2) 本要綱の施行日前に開始した事業

3 補助対象事業は、第8条の規定により補助金の交付申請を行う日の属する年度の3月31日までに完了しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の補助対象経費は、専門家派遣に要した費用で補助対象者が中小機構に対し直接支払うもの（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、一補助対象者につき20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助回数)

第7条 補助金の交付回数は、一補助対象者につき1回とする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業となる中小機構と契約する日前14日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税確認同意書(様式第2号)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (3) 事業(変更)計画書及び収支予算書(様式第4号)
- (4) 法人登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)
- (5) 会社案内等事業の概要が確認できる書類
- (6) 中小機構に提出する申込書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付することが適当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第5号)により、交付することが不適当と認める場合には補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者へ通知する。

2 補助金の交付の申請をした者は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内までに、補助金交付申請取下届出書(様式第7号)により申請の取下げをすることができる。

(計画変更の承認等)

第10条 前条第1項の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更により、次に掲げる場合に該当するとき。
 - ア 補助金交付申請額が増額となるとき。
 - イ 補助金交付申請額が1割を超える減額となるとき。

(2) 補助事業を中止する場合

2 前項第1号に該当する場合は、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業(変更)計画書及び収支予算書(様式第4号)
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書及び収支決算書（様式第10号）
- (2) 専門家派遣決定通知書の写し
- (3) 専門家派遣事業に係る費用の支払を証する書類
- (4) 専門家派遣事業が完了したことを確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、その成果が補助金の交付内容又は付した条件に適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(交付方法)

第13条 補助金は、精算払いにより交付する。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が第10条第1項第2号の補助事業の中止の申請をしたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、その返還その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。